

平成29年4月1日から

火薬類取締法に基づく事務を開始します。

地方分権改革による法改正に伴い、平成29年4月1日以降、一部の事務を除き**京都市域**における火薬類取締法令に基づく申請、届出や相談の窓口が『京都府』から『京都市』に変わります。

平成29年4月1日以降の京都市域における事務の窓口は次のとおりです。

京都市が窓口のもの

火薬類の**製造**、**販売**、**貯蔵**、**消費**、**譲渡・譲受**等の許可、届出、報告、立入**検査**等に関する事務

- 火薬類取締法令に基づく申請、届出等の受付は、京都市消防局本部庁舎4階の予防部で行います。
- 京都市火災予防条例に基づく煙火の打上等の届出の受付はこれまでのとおり、各消防署で行います。

※ご注意ください！！

京都市における申請手数料の納付は、原則として現金での納付となります。京都府証紙は使用できません。

引き続き京都府が窓口のもの

火薬類取扱保安責任者免状等に関する事務

公安委員会が窓口のもの

運搬証明書等（今回の法改正による変更はなく、従来どおり）

<お問い合わせ先>

京都市消防局 予防部 指導課 保安担当

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2 京都市消防局本部庁舎

TEL 075-212-6690 FAX 075-252-2076